平成２２年（フ）第３０９４号
横浜市中区本牧三之谷21番12号
破産者　池田　　章
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５１５号
横浜市磯子区久木町22番15号　ビューハイムコヤナギ磯子203号
破産者　福嶋　孝晃
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５３２号
神奈川県鎌倉市関谷792番地
破産者　羽生田貴之
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７３８号
横浜市南区大岡３丁目20番23号　ベルピア弘明寺第一201
破産者　米重　洋和
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７４９号
横浜市港南区上永谷３丁目15番24号　サンハイツ上永谷Ａ棟202
破産者　白田　嘉久
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０号
富山市百塚210番地２、前住所富山県滑川市上梅沢463番地70
破産者　黛　　幹雄
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７２号
富山市布瀬町南１丁目18番地２　サロンド・セジュールＢ棟102号、開始決定時の住所富山市新根塚町２丁目６番地８
破産者　安藤喜久治
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９２号
長野県東筑摩郡麻績村麻7017番地
破産者　久保田政宏
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４３号
長野県塩尻市大字宗賀6144番地５
破産者　丸山　貞之
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３１７号
静岡県御前崎市池新田1535番地の１
破産者　伊藤　　茂
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７３６号
静岡県浜松市東区積志町512番地の１
破産者　小杉　一正
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目54番６号　たちばなコーポ105号、住民票上の住所静岡県浜松市中区蜆塚１丁目10番２号
破産者　大島工務店こと　大嶋　靖二
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９号
静岡県菊川市沢水加346番地の１
破産者　山田　美晴
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目５番24号　セジュールストークⅡ202、前住所静岡県浜松市中区高林５丁目５番20号　今盛第17ビル２Ａ
破産者　伊藤　小代
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目15番30号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北５丁目206番地　雇用促進住宅２―207
破産者　千田　友三
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８２号
香川県高松市牟礼町牟礼2447番地１
破産者　笹尾　勝彦
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８６４号
福岡県遠賀郡芦屋町西浜町７番22号、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区折尾５丁目５番15―101号
破産者　奥田　陽一
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第３５号
熊本県阿蘇郡高森町大字中80番地１
破産者　兒玉　邦昭
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２０年（フ）第３８号
熊本県阿蘇郡高森町大字中80番地１
破産者　児玉　裕美
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部